日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料１

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

2026年1月20日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

1. 検討の経緯

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

3. J-Shipsの利活用の拡大

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

1. 検討の経緯

（1）「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」の開催等

・規制改革推進会議「規制改革実施計画（2024年6月21日閣議決定）」において、「発行市場（私募）の活性化」「流通市場の活性化等」として、金融庁が日本証券業協会と連携し、非上場株式市場の活性化等に向けて事業者等と議論する場を設け、新たな視点を持った構成員を入れて議論する旨が提言。（2024年6月）

・日本証券業協会では、「本協会が対応すべき重要施策」及び「日証協「当面の主要課題」において、「スタートアップへの成長資金供給促進のための環境整備」を掲げる。（2024年7月、2025年7月）

「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書（2025年9月）　※ 金融庁及び日証協 共催

・「KGI・参考指標」や「大規模投資家等」、「SPVスキーム・投資信託・エンジェル投資家」に関する議論と共に「リスク許容度・投資判断能力のある投資者等」について以下の施策等を取りまとめ

セカンダリー取引

a.取次型登録PTSの価格情報の公表、適時の情報提供の見直し
- 対象顧客が特定投資家等に限定される場合の対応について、投資者保護を考慮しつつ今後日証協のWGで検討。

b.株主コミュニティ規則の価格情報の公表の見直し
- 対象顧客が特定投資家等に限定される場合の対応について、投資者保護を考慮しつつ今後日証協のWGで検討。

J-Shipsの利活用の拡大

特定証券情報の見直し

定款や履歴事項全部証明書等の別書類の添付による株式総数や新株予約権等の状況の記載の省略など、日証協において、現状の規制や運用が過度なものになっていないか精査し、必要に応じ検討。

「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するWG」にて以下の規則の一部改正について議論

・私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則
・株主コミュニティに関する規則
・J-Ships規則に定める「特定証券情報」「発行者情報」の様式改訂

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

【参考】「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書の概要

スタートアップ企業等への資金供給等のあり方（全体像）		・**スタートアップ企業等への投資の位置付け** ⇒ リスクを正しく理解し、かつリスク許容度のある投資者による、自己責任に基づく投資が前提 ・**スタートアップ企業等への資金供給者** ⇒ シード期ではエンジェル投資家やSPVスキーム（※）等のビークルを通じた投資の拡大が、アーリー期以降では大規模投資家等や投資信託等による投資の拡大が重要 一方、投資者の裾野拡大の観点から上記以外の「リスク許容度・投資判断能力のある投資者」による投資の拡大も必要 ・**セカンダリー市場の整備** ⇒ スタートアップ企業等が非上場のままで成長するために不可欠 ・**市場仲介者の役割** ⇒ 現状、原則勧誘禁止の自主規制を前提に個別の制度に基づく仲介のほか、大規模投資家等による投資の際にFA業務や紹介などによる支援も大きな役割
KGI・参考指標		・**KGI：「市場仲介者が関与する資金調達額を2027年度までに1,800億円とすること」** ※非上場の段階においても、市場仲介者が現状のIPOの資金調達と同等程度の役割を果たすことを目指し、「現状のIPOによる資金調達額（2024年：1,741億円）と同等額（1,800億円）」を目標値として設定 ・**KGIを達成する上での参考指標** ⇒ 非上場会社のセカンダリー取引の状況、J-Shipsの利用状況、非上場株式を組み込んだSPVスキーム・投資信託等ビークルを通じた資金調達額、未公開株に関する苦情相談件数
大規模投資家等		・**大規模投資家等の市場参加促進**のため、以下の推進施策の検討を期待 ⇒ VCの魅力向上、アセットオーナーの運用対象資産の多様化、官民ファンドの活用、オープンイノベーション促進税制の対象拡大、PE課税特例の見直し、市場関係者によるアドバイザリー・サービス等の更なる取組み
SPVスキーム・投資信託・エンジェル投資家		・**SPVスキーム、投資信託、エンジェル投資家による投資拡大のための推進施策**として、以下の検討を期待 ⇒ SPVスキームのモデル契約の整備、非流動性資産を組み込んだ投信の規制緩和・新たな組成・販売の枠組み、スタートアップ企業等への投資を税制面から促進する取組み
リスク許容度・投資判断能力のある投資者等	プライマリー	・**J-Shipsの利活用拡大**（特定証券情報等の見直し、取引制約の緩和等） ・**特定投資家による投資の活性化**（特定投資家の移行要件の弾力化等） ・**準特定投資家**（特定投資家の移行要件を満たす投資者）を対象とする勧誘・取引制度**に係るルール整備**
	セカンダリー	・**対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる場合、取次型登録PTS及び株主コミュニティにおける価格情報の公表等の見直し**
	原則勧誘禁止	・**非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、日証協の規則に定める取引制度※に基づく勧誘へ転換** ※J-Shipsや株式投資型クラウドファンディングなど
制度周知等		・積極的な周知活動の実施、効果的な周知活動・推進施策について検討

※「SPVスキーム」とは、複数の投資家による特定少数のスタートアップ企業等へのシンジケート投資を、投資家が直接的な株主にはならない形で実現するために、LLC（Limited Liability Company：合同会社）等のSPV（Special Purpose Vehicle）を利用した投資スキームをいう。米国や欧州のスタートアップ企業等への投資において活用されている。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

1. 検討の経緯

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

3. J-Shipsの利活用の拡大

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

（1）規則改正の概要 ― 非上場PTS規則及び株主コミュニティ規則の改正

【スタートアップ懇談会報告書での記載（19頁～）】

① 取次型登録PTSにおける情報の公表・提供

非上場PTS規則においては、顧客の広がりや取引の頻度を勘案し、取次型登録PTSと自社顧客型登録PTSで異なる規制を課しており、現状、取次型登録PTSは、認可PTSと同等の事項について情報提供が求められている。具体的には、発行体から取次型登録PTSの運営事業者に対する適時の情報提供が必要となる場合として、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生が含まれており、かつ、これらの情報については公表することが求められている。また、同規則において、取次型登録PTSの運営事業者は価格情報を公表することが求められている。

これらの規制について、スタートアップ企業等としては価格情報の公表を望まないことから、取次型登録PTSの利用の障害となるおそれがあるとの指摘がある。

そこで、取次型登録PTSのうち、対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者に限られる場合などについては、顧客への十分な周知を前提に一部の適用を緩和し、自社顧客型登録PTSに求められる規制に近づけることが考えられる。

以上を踏まえ、対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者に限られる場合などの取次型登録PTSにおける適時の情報提供及び価格情報の提供の見直しについて、今後、投資者保護を考慮しつつ日証協のワーキング・グループにおいて検討を行い、令和7年度中に結論を得る。

② 自社顧客型登録 PTS を利用した株主コミュニティにおける価格情報の公表に関する要望

スタートアップ企業等の株式のセカンダリー取引として、株主コミュニティ銘柄を自社顧客型登録 PTS において取引する手法が考えられる。

自社顧客型登録 PTS については、非上場 PTS 規則において、価格情報について取引を行わない投資者への公表までは要さず、顧客の要請に基づき提供することとされている。一方、株主コミュニティ銘柄では、日証協「株主コミュニティに関する規則」において、価格情報を含む取引情報について、週次で日証協に報告を行い、日証協がその内容について日証協 Web サイトにおいて公表することとされている。

上述のとおり、スタートアップ企業等にあってはセカンダリー取引の価格情報の公表を望まないにもかかわらず、当該価格情報が公表される場合には、スタートアップ企業等の株式のセカンダリー取引として、株主コミュニティ銘柄を取引することは難しいとの指摘がある。

以上を踏まえ、対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者に限られる場合などの株主コミュニティ銘柄の価格情報を含む取引情報の公表の見直しについて、今後、投資者保護を考慮しつつ日証協のワーキング・グループにおいて検討を行い、令和7年度中に結論を得る。

（注）本懇談会において「現状の日本における非上場株式は流動性が著しく低いことを背景にセカンダリー取引の取引価格は 20%から 50%程度のディスカウントが掛かっていると言われており、そうした現状において、セカンダリーの取引価格の開示を求められると、次の資金調達の価格にも影響をきたし、スタートアップ企業等にとって資金調達がしづらくなることにつながりかねない。」との発言があった。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

10/4は証券投資の日

JSDA

スタートアップ懇談会
第4回資料より

登録PTSに関する自主規制のイメージ図

【自社顧客型】

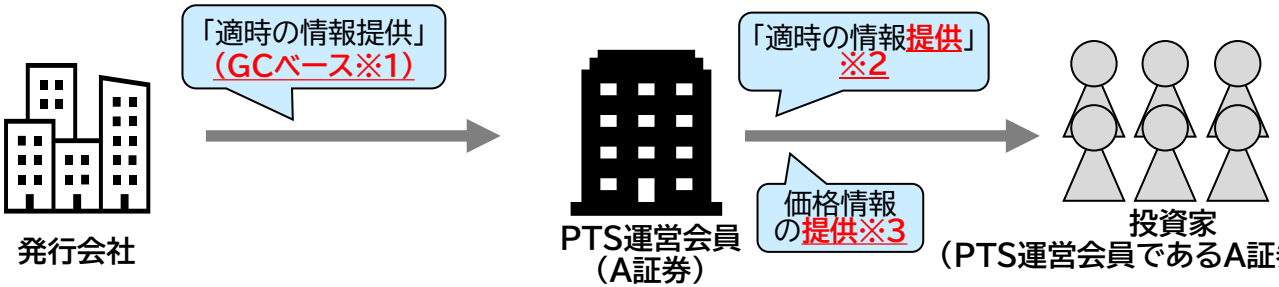

○「自社顧客型登録PTS」は、対象顧客をPTS運営会員の顧客に限定（現状の店頭取引の延長を想定）することを踏まえ、以下の措置を講じている。
※1「適時の情報提供」が必要な場面：「継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合」や「会社法上の計算書類や事業報告書を作成した場合」。（公募案件除く）

※2「適時の情報提供」の提供方法：当該情報を顧客に“提供”した場合には、“公表”を要さない。
※3「価格情報」の提供方法：顧客から求められた場合には速やかに提示する。（“公表”を要さない。）

【取次型】

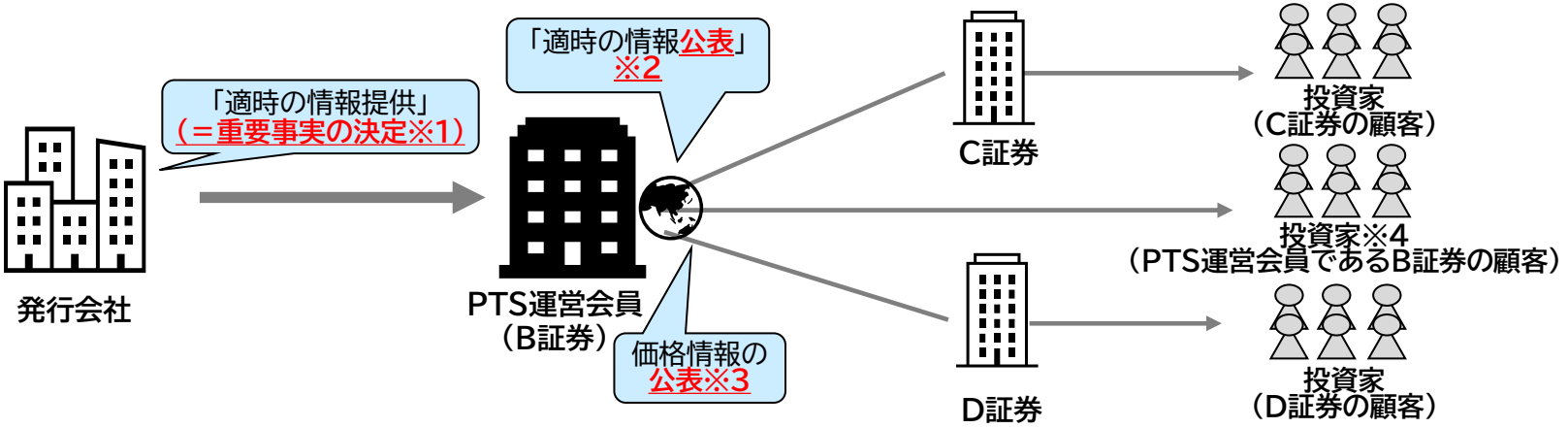

○「取次型登録PTS」は、対象顧客がPTS運営会員の顧客に限られない（認可PTSと同等の広がりがある）ことを踏まえ、以下の措置を講じている。
※1「適時の情報提供」が必要な場面：「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合」など
※2「適時の情報提供」の提供方法：当該情報を公表する。
※3「価格情報」の提供方法：公表する。
※4 PTS運営会員（B証券）の「自社顧客」ではあるものの、B証券におけるPTS運営業務が他社顧客も対象にするため「取次型」に該当し、他社顧客と同様の情報提供等を行う（業務を顧客区分で細分化しない）。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

【規則改正の方向性】

「非上場PTS規則」及び「株主コミュニティ規則」において、以下の措置を講じる。

対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者（次頁参照）に限られる場合等において

非上場PTS規則

「取次型登録PTS」について以下の措置を講じる。

① 適時の情報提供の内容（提供事由・提供方法）について、「自社顧客型登録PTS」と同等とする。

② 顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、取次型登録PTS銘柄の約定価格及び最終気配を公表することを要しないこととする。（「自社顧客型登録PTS」と同等とする。）

③ その他、上記規制緩和を利用する場合の顧客への周知など、投資家保護上必要な措置を講じる。

株主コミュニティ規則

① 本協会による取扱状況の公表について、本協会が別に定める様式により行うこととし、「募集価格」及び「取引価格」等を非公表とする。

② 「参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供」について、会社法に基づき非公開会社が作成する計算書類及び事業報告に限定する。※

※ 新規参入予定の事業者からの要望を踏まえた対応

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

規則改正が対象とする投資家の範囲

・前頁の規制緩和（情報提供の緩和等）の対象となる「対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者」については、プロ投資家を対象とした非上場有価証券の取引業務である「非上場有価証券特例仲介等業務」と同じ以下の投資家層（一般投資家以外の者）とする。

【今回の規制緩和の対象となる対象顧客層】

① 特定投資家等（特定投資家＋非居住者）

② 発行体、発行体の役職員

③ 発行体の大口株主である法人(注)

「非上場有価証券特例仲介等業務」の対象投資家層

※法令上、左記の投資家層を「一般投資家以外の者」と定義しており（金商法29条の4の4第8項第1号イ）、今回の規則改正でも当該規定を引用（下表参照）

(注)総株主等の議決権の50%を超える議決権を保有する法人（業等府令第16条の3第1項第二号）。

＜参考＞規則改正が対象とする投資家の規定イメージ

【登録PTS規則】	【株主コミュニティ規則】
一般投資家（金商法第29条の4の4第8項第1号イに規定する一般投資家をいう。（略））以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄	一般投資家（金商法第29条の4の4第8項第1号イに規定する一般投資家をいう。）以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

① 取次型登録PTSにおける適時の情報提供の緩和（新第16条第1項～第3項）

【改正内容 1 】

・取次型登録PTSで取り扱う、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、「適時の情報提供」にて提供すべき情報の提供事由及び内容について自社顧客型登録PTSに求められる内容とするため、発行会社と締結する契約において、「自社顧客型登録PTSにおける適時の情報提供に関する事項」を規定した場合には、「取次型登録PTSにおける適時の情報提供に関する事項」の規定を要しないこととする。（第1項）

規 定 案 （ 新 設 ）
（特定投資家等のみにより取引される登録PTS銘柄に係る特則等） **第 16 条**　取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、一般投資家（金商法第29条の４の４第８項第１号イに規定する一般投資家をいう。以下同じ。）以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、第７条第２項の契約に第８条の２第２項各号に掲げる事項を規定した場合には、同条第１項各号に掲げる事項を規定することを要しない。

※改正規定案で引用している規則第７条第２項の契約、第８条の２第２項各号に掲げる事項、第７条第１項各号に掲げる事項、については次頁参照。

〈参考〉現行の登録PTSにおける「適時の情報提供」の提供事由

【取次型登録PTS】	【自社顧客型登録PTS】
①臨時報告書の提出事由に該当した場合	― （公募銘柄には適時の情報提供は不適用：顧客は公表情報を参照）
②特定証券情報等の訂正事由に該当した場合	①特定証券情報等の訂正事由に該当した場合
― （継続開示により提供されるため不要）	②会社法に基づく計算書類又は事業報告を作成した場合
③投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合	③継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合
④PTS運営会員が必要と認める場合	④PTS運営会員が必要と認める場合

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

〈参考〉改正規定案で引用している非上場PTS規則第7条及び第8条の2

（発行体との契約締結）

第 7 条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

1～5（略）

2 登録 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が非上場有価証券を公募登録 PTS 銘柄に追加する場合を除く。）には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

1 発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関する事項
2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項
3 発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
4 発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
5 前各号に掲げる事項のほか、登録 PTS 運営会員の定める規則を遵守する旨

（登録 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供）

第 8 条の2 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

1 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
　イ 登録PTS銘柄について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合
　ロ 登録PTS銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合
　ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）
　ニ イからハに掲げる場合の他、登録PTS運営会員が必要と認める場合
2 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
　イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項
　ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容
　ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容
　ニ 前号ニに該当する場合、登録PTS運営会員が必要と認める事項
3 発行体の登録PTS運営会員に対する情報提供の期限

2 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

1 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
　イ 登録 PTS 銘柄について、公表等を行った特定証券情報等について、金商法第 27 条の 31 第4項又は第 27 条の 32 第3項に該当した場合
　ロ 会社法に基づく計算書類又は事業報告を作成した場合
　ハ 継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合
　ニ イからハに掲げる場合の他、登録 PTS 運営会員が必要と認める場合
2 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
　イ 前号イに該当する場合、訂正する情報の内容
　ロ 前号ロに該当する場合、作成した計算書類又は事業報告の内容
　ハ 前号ハに該当する場合、重大な疑義の内容
　ニ 前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項
3 発行体の登録 PTS 運営会員に対する情報提供の期限

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

JSDA

【改正内容２】

・取次型登録PTSで取り扱う、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、「適時の情報提供」の内容の公表を不要とする。その場合に、登録PTS運営会員及び登録PTS取引協会員の顧客への速やかな情報提供を行うこととする。（第2項、第3項）

規 定 案 （ 新 設 ）
2　取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第８条の２第３項の規定にかかわらず、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、発行体から適時の情報提供を受けた場合であって、顧客及び登録PTS取引協会員に当該情報を速やかに提供したときには、当該情報内容を公衆の縦覧に供することを要しない。
3　前項の場合において、当該登録PTS運営会員から当該情報の提供を受けた登録PTS取引協会員は、顧客に当該情報を速やかに提供しなければならない。

〈参考〉改正規定案で引用している非上場PTS規則第8条の2第3項
（登録 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供）
第 8 条の2（略）
2（略）
3 登録 PTS 運営会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

② 取次型登録PTSにおける価格情報等の公表の緩和（新第16条第4項）

【改正内容】

・ 取次型登録PTSで取り扱う、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、「約定価格」及び「最終気配」の公表を不要とする。

規 定 案 （ 新 設 ）
4　取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第９条の２第１項の規定にかかわらず、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、当該登録PTS銘柄の約定価格及び最終気配を公表することを要しない。

〈参考〉改正規定案で引用している非上場PTS規則第9条の2第1項
（登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等）
第9条の2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。

〈参考〉現行の登録PTSにおける「価格情報の公表」

	【取次型登録PTS】	【自社顧客型登録PTS】
約定価格	公　表（毎営業日） 顧客からの求めにより速やかに提示	顧客からの求めにより速やかに提示
気配情報	顧客からの求めにより速やかに提示	顧客からの求めにより速やかに提示
最終気配	公　表（毎営業日）	―
出来高	公　表（毎営業日）	―

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

③ 特則を適用する場合の顧客への説明（新第16条第5項、第6項）

【改正内容】

・取次型登録PTSで取り扱う、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、今回措置する前4項の規定（適時の情報提供に関する規制緩和や価格情報の非公表など、下表参照）を適用する場合に、当該適用する規定及び内容を自社のウェブサイト上で明示又は顧客に説明することを義務付ける。

規 定 案 （ 新 設 ）
5　取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、前４項の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、当該登録PTS運営会員が顧客に対して当該事項を説明するときはこの限りでない。 １　第１項を適用する場合 第８条の２第２項第１号に規定する場合に限り、登録PTS運営会員による適時の情報提供が行われる旨 ２　第２項及び第３項を適用する場合 登録PTS運営会員による適時の情報提供の内容の公衆の縦覧は行われず、登録PTS運営会員又は登録PTS取引協会員が顧客に当該情報を提供する旨 ３　第４項を適用する場合 登録PTS運営会員による約定価格及び最終気配の公表は行われず、登録PTS運営会員又は登録PTS取引協会員が顧客の求めに応じて約定価格等を提示する旨
6　登録PTS取引協会員は、第１項から第４項の規定が適用される登録PTS銘柄について、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を顧客に説明しなければならない。

＜参考＞改正規定案で引用している前4項の規定の趣旨

【第1項】 一般投資家以外の者のみを対象とする取次型登録PTSについて、「適時の情報提供」に関する対応を自社顧客型登録PTSと同等とする。

【第2項及び第3項】一般投資家以外の者のみを対象とする取次型登録PTSについて、登録PTS運営会員及び登録PTS取引協会員の顧客への速やかな提供を前提に「適時の情報提供」の内容の公表を不要とする。

【第4項】 一般投資家以外の者のみを対象とする取次型登録PTSについて、顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、「約定価格」及び「最終気配」の公表を不要とする。

④ その他所要の整備

・特定投資家向け有価証券を扱う場合の発行体の発行者情報の公表義務の対象から、有価証券報告書提出会社である発行体を除く。（第15条第3項）

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

【参考】
非上場PTS規則の改正の概要

一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、**取次型登録PTS**における**適時の情報提供や価格情報の公表**の規定を自社顧客型登録PTSの規定に近づけると共に投資家保護上必要な措置を行う。

取次型登録PTSで取り扱う登録PTS銘柄について、今回措置する前4項の規定を適用する場合に、当該適用する規定の内容を自社のウェブサイト上で明示又は顧客に説明することを義務付ける規定。【改正第16条第5項】

第5項

顧客及び登録PTS取引協会員より、登録PTS銘柄の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備していれば、「約定価格」、「最終気配」の毎営業日の公表について公表を要しないこととする改正。【改正第16条第4項】

第4項

第2項

顧客及び「登録PTS取引協会員」（取次元証券会社等）に当該情報を提供した場合には、「適時の情報提供」の内容について公衆の縦覧に供することを要しないこととすることにより、取次型登録PTSの適時の情報提供の提供等に関する対応を自社顧客型登録PTSと同等にする改正。【改正第16条第2項】

発行体X

発行体との契約
（適時の情報提供等）

登録PTS運営会員

適時の情報提供、約定価格などを提供等

運営会員の顧客

登録PTS取引協会員

取引協会員の顧客

第1項

当該契約において、「自社顧客型登録PTS銘柄の適時の情報提供に関する事項」を定める場合には、「取次型登録PTS銘柄の適時の情報提供に関する事項」の規定は要しないこととすることにより、取次型登録PTSの適時の情報提供に関する対応を自社顧客型登録PTSと同等にする。【改正第16条第1項】

取次型登録PTS
（主として、一定規模の流動性を提供するサービスを想定）

登録PTS銘柄A

第3項

登録PTS運営会員から「適時の情報提供」を受けた登録PTS取引協会員に対し、当該情報の顧客への速やかな提供を義務付けることで、登録PTS運営会員の顧客と登録PTS取引協会員の顧客で情報提供の取扱いに差異が生じないことを担保する改正。【改正第16条第3項】

第6項

取次型登録PTSで取り扱う登録PTS銘柄について、第1項から第4項が適用される場合に、当該適用される規定及びその内容の顧客への説明を登録PTS取引協会員に義務付ける規定。【改正第16条第6項】

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

① 株主コミュニティにおける取扱状況の公表の緩和（第29条第2項）

【改正内容】

・一般投資家以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄については、本協会ウェブサイトにおいて行っている取扱状況の公表のうち「募集価格」及び「取引価格」等を非公表とする。

改 正 案	現 行
（本協会への報告） 第 29 条 運営会員は、自社が取り扱っている株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等の状況について、毎週月曜日（募集等の取扱い等については、当該募集等の取扱い等の期間が終了した日の属する週の翌週の月曜日）（当該月曜日が休業日の場合は、翌営業日）に、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。 2 本協会は、前項により報告された内容について**本協会が別に定める様式により**公表する。	（本協会への報告） 第 29 条 （ 同 左 ） 2 本協会は、前項により報告された内容について公表する。

※ 今後、公表様式の整備において、一般投資家以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄については、本協会ウェブサイトにおいて行っている取扱状況の公表（下表参照）のうち「募集価格」及び「取引価格」等を非公表とする旨を明確化する。

＜参考＞第29条第1項に基づき現状本協会が報告を受けている事項（下線部：今般の改正で非公表とする事項）

店頭取引	募集等の取扱い等	
銘柄名	銘柄名	**発行価額等の総額**
約定日	新規発行数等	発行決議日
約定価格	**募集価格等**	申込期間
約定数量	**募集価格等の総額**	払込期日等
約定金額	**発行価額等**	募集等の取扱い等の形態

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

② 株主コミュニティにおける発行体に係る情報取得の緩和（第13条第2項）

【改正内容】

・一般投資家以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄に係る情報の取得・提供については、会社法に基づき非公開会社が作成する計算書類及び事業報告に限定する。

改正案（下線部分改正）

（情報の取得）

第 13 条　運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。

１・２　（　省　略　）

３　運営会員は、前２号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。

イ　会社法に基づく計算書類
　定時株主総会の承認を受けたときから遅滞なく

ロ　公開会社（会社法第２条第５号に規定する公開会社をいう。以下この号において同じ。）でない株式会社にあっては、公開会社が同法に基づき作成しなければならない計算書類の記載事項に準拠して記載された情報
　イに掲げる情報の取得の時

ハ　会社法に基づく事業報告
　定時株主総会に報告されたときから遅滞なく

ニ　公開会社でない株式会社にあっては、公開会社が会社法に基づき作成しなければならない事業報告の記載事項に準拠して記載された情報
　ハに掲げる情報の取得の時

ホ　企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式に定める有価証券報告書の「企業情報」の「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠して記載された情報
　ハに掲げる情報の取得の時

ヘ・ト・チ　（　省　略　）

２　運営会員は、前項第３号の規定にかかわらず、一般投資家（金商法第29条の４の４第８項第１号イに規定する一般投資家をいう。）以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティにあっては、同号ロ、ニ、ホに掲げる情報の取得を要しない。

③ その他所要の整備

・②の改正を踏まえた項ずれ等の対応

・法令改正に伴う語句修正等の対応

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

【参考】
株主コミュニティ規則の改正概要

	株主コミュニティ銘柄		＜参考＞ 一般の非公開会社における対応義務
	投資家の制限等無し	一般投資家以外の者のみを対象とする場合	
報告を受けた内容の公表 （29条2項）	公表	別に定めるところにより公表 ※1	―
情報の取得の内容 ※2 ※3 （13条3号）	会社法上の計算書類	会社法上の計算書類	会社法上の計算書類
	公開会社の 計算書類記載事項	不要	
	会社法上の事業報告	会社法上の事業報告	会社法上の事業報告
	公開会社の 事業報告記載事項	不要	
	事業等のリスク 株式事務の概要	不要	
	その他必要な事項	その他必要な事項	

※1　報告に係る様式等の整備にあたり、約定価格などの価格に関する内容については公表しない旨を定めることとする
※2　発行者が有価証券報告書や会社内容説明書などを作成する場合（13条1号、2号に該当する場合）は除く
※3　募集の取扱い、売出しの取扱い又は売出しを行う場合の情報の取得の内容（13条3号ヘ、ト）については記載していない

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

1. 検討の経緯

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

3. J-Shipsの利活用の拡大

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

3. J-Shipsの利活用の拡大

（1）規則改正の概要 ― 「特定証券情報」「発行者情報」の様式改訂

【スタートアップ懇談会報告書での記載（15頁～）】

（1）J-Ships の利活用の拡大

① 特定証券情報・発行者情報の見直し

J-Shipsを利用する際に発行体が作成する特定証券情報や発行者情報について、例えば上場直前期のように上場準備が一定程度進んでいる企業でないと対応が難しい内容又は運用となっているのではないかとの指摘がある。

また、現行の特定証券情報及び発行者情報における株式総数や新株予約権等の状況の記載について、最近事業年度の計算書類及び事業報告を添付する方法により記載に代えることができる措置が講じられているものの、定款や履歴事項全部証明書等の別書類の添付による省略を認めることによって負担軽減が期待されるとの指摘も寄せられている。

これらの指摘を踏まえ、日証協において、現状の規制や運用が過度なものになっていないか精査したうえで、投資者保護を考慮しつつ必要に応じ見直しについて検討を行うこととする。

【様式改訂の方向性】

J-Ships規則に定める「特定証券情報」「発行者情報」の様式について、以下の3点を改訂する。

① 添付による記載の省略を認める書類の範囲の拡大

② 「新株予約権等の状況」の記載の合理化

③ その他所要の整備

＜参考＞今回の様式改訂の対象となる様式（改訂内容に係る記載事項がある有価証券の種類）

（有価証券の種類）	【特定証券情報】	【発行者情報】
店頭有価証券	①・②	①・②
投資信託受益証券	×	×
投資証券等	×	×
信託受益証券	×	×

（有価証券の種類）	【特定証券情報】	【発行者情報】
外国株券等	①（注）	①（注）
外国投資信託受益証券	③	×
外国投資証券等	③	×

（注）外国株券等の様式における①の改訂について、実務上国内法に基づく書類による代替は考えづらいものの、現行でも会社法上の計算書類及び事業報告による記載の代替を認めていることから、今般の様式改訂においても対象とする。
なお、②の改訂について、外国株券等の様式には当該項目が存在しないことから対応しない。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

3. J-Shipsの利活用の拡大
（2）改正規則案 ー 添付による記載の省略を認める書類の範囲の拡大

①添付による記載の省略を認める書類の範囲を拡大する様式改訂 【記載上の注意】(国内様式1・4、外国様式1・4)

【改訂内容】

特定証券情報及び発行者情報の記載上の注意において「組込方式」として添付・記載の代替を認める書類について、「会社法上の計算書類及び事業報告」から「会社法及び商業登記法等の法令に基づく書類」に拡大する。ただし、添付・記載の代替を認める範囲は、特定証券情報又は発行者情報の様式の意義を損ねない範囲とする。

改訂案	現行
（1－2） 組込方式 a 発行者情報の提供又は公表を行っている発行者は、当該発行者の最近事業年度に係る発行者情報及び訂正発行者情報を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部の記載に代えることができる。 b **会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類**において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、**当該書類**を特定証券情報に添付することにより、**特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲において、**本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。	（1－2） 組込方式 a 発行者情報の提供又は公表を行っている発行者は、当該発行者の最近事業年度に係る発行者情報及び訂正発行者情報を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部の記載に代えることができる。 b **最近事業年度の計算書類及び事業報告（会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）**において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、**当該計算書類及び事業報告**を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。

＜参考＞添付することにより記載に代えることができる書類（上記「会社法及び商業登記法等の法令に基づく書類」の範囲）及び当該書類の添付で代替することができる記載事項等（特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲）について、Q&Aで以下のとおり明確化する。

新たに添付・参照を認める書類	代替できる記載事項
定 款	第二部 第２ １（1）【株式の総数等】の「内容」 第二部 第２ １（3）【議決権の状況】の「内容」
新株予約権原簿	第二部 第２ １（2）【新株予約権等の状況】 *（「新株予約権の数」「新株予約権のうち自己新株予約権の数」を除く）*

【様式の意義の観点から記載の代替を認めない事項】
- 第一部【証券情報】の記載事項
- 第二部 第２ ２【役員の状況】
- 第二部 第4【株主の状況】

等

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

3. J-Shipsの利活用の拡大
（2）改正規則案 ー 添付による記載の省略を認める書類の範囲の拡大

＜参考＞添付による参照のイメージ

第二部 第２ １（1）【株式の総数等】の「内容」

第２【発行者の状況】
１【株式等の状況】
（2）【株式の総数等】

発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）（注 1）	発行数（株）	内容
普通株式 30,000 A 種優先株式 3,000 B 種優先株式 3,000 C 種優先株式 3,000 D 種優先株式 3,000	普通株式 20,000 A 種優先株式 0 B 種優先株式 1,000 C 種優先株式 1,000 D 種優先株式 3,000	普通株式 10,000 A 種優先株式 3,000 B 種優先株式 2,000 C 種優先株式 2,000 D 種優先株式 0	普通株式、A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式は完全議決権株式であり、譲渡制限付株式です。**D 種優先株式は、別添の定款にその内容**を記載しています。なお、いずれの種類株式も単元株式ではありません。（注 2）
計□42,000	計□25,000	計□17,000	―

（注 1）未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式 1,500,株、C 種優先株式 300 株（当社が保有する自己新株予約権は除く）が含まれています。
（注 2）当社は種類株式の内容について、**別添の定款**のとおり定めています。

参照

参照する「定款」の記載

第２章□□A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式

（優先配当）
第 13 条□当会社は、剰余金の配当を行うときは（配当財産の種類を問わない。）、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主（以下「**A 種優先株主**」という。）又は A 種優先株式の登録株式質権者（以下「**A 種登録株式質権者**」という。）、～～～に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株式を有する株主（以下「**普通株主**」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「**普通登録株式質権者**」という。）に先立ち、同順位にて、A 種優先株式 1 株につき●円、～～～に●%を乗じ、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年 365 日の日割計算とする。）により算出される額の配当を行う。
（残余財産の分配）
第 14 条□～～～
（A 種優先株主の取得請求権（転換請求権））、転換比率
第 15 条□～～～
（取得条項（強制転換））
第 17 条□～～～
（株式の併合又は分割、新株引受権等）
第 18 条□～～～
（合併、株式交換又は株式移転の場合の措置（みなし清算））
第 19 条□～～～
（議決権）
第 20 条□～～～

第二部 第２ １（2）【新株予約権等の状況】

（2）【新株予約権等の状況】

区分	第1回新株予約権
新株予約権の数（個）	●
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	●
新株予約権の目的となる株式の種類	●（注）
新株予約権の目的となる株式の数（株）	●（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	●（注）
新株予約権の行使期間	自20●年●月●日 至20●年●月●日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格□□● 資本組入額□●
新株予約権の行使の条件	●（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	●（注）
代用払込みに関する事項	●（注）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	●（注）

（注）当社は新株予約権の内容について、別添の新株予約権原簿のとおり定めています。

参照

参照する「新株予約権原簿」の記載

第●回新株予約権

1.→本新株予約権の名称
第●回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2.→新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
～～～
3.→本新株予約権の総数
～～～
4.→本新株予約権の内容
(1)→新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社●●株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は●●株とする。
～～～
(2)→新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、●円とする。～～～
(3)→新株予約権を行使することができる期間
●年●月●日から●年●月●日まで
(4)→新株予約権の行使の条件
本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。
①→～～～
(5)→新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①→～～～
(6)→新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

②「新株予約権等の状況」の記載について合理化する様式改訂（国内様式1・4）

【改訂内容】
・特定証券情報及び発行者情報における新株予約権等の状況についても、一律に表形式で記載することを求めないこととする。
・併せて、特定証券情報又は発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することで足りることとする。

※ 有価証券届出書及び有価証券報告書においても、同様の記載の合理化が既に措置されている

改訂案

第二部 第２ １（2）【新株予約権等の状況】（23）

（ 表 を 削 る ）

現行

第二部 第２ １（2）【新株予約権等の状況】（23）

区分	最近事業年度末現在（ 年 月 日）	提供日又は公表日の前月末現在（ 年 月 日）
新株予約権の数（個）		
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数（株）		
新株予約権の行使時の払込金額（円）		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（次頁に続く）

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

3. J-Shipsの利活用の拡大
（2）改正規則案　ー「新株予約権等の状況」の記載の合理化

（承前）

改訂案	現行
（記載上の注意） （23） 新株予約権等の状況 a　新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議の年月日のほか、最近事業年度の末日及び特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を当該決議ごとに記載し、発行していない場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。 （a）新株予約権の数 （b）新株予約権のうち自己新株予約権の数 （c）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 （d）新株予約権の行使時の払込金額 （e）新株予約権の行使期間 （f）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 （g）新株予約権の行使の条件 （h）新株予約権の譲渡に関する事項 （i）組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。） （j）金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	（記載上の注意） （23） 新株予約権等の状況 a　新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

＜参考：現行の表の記載事項との対応関係＞

(a)	新株予約権の数（個）
(b)	新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）
(c)	新株予約権の目的となる株式の種類
(d)	新株予約権の目的となる株式の数（株）
(e)	新株予約権の行使時の払込金額（円）
(f)	新株予約権の行使期間
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）
(g)	新株予約権の行使の条件
(h)	新株予約権の譲渡に関する事項
(i)	代用払込みに関する事項
(j)	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

（注）その他、記載上の注意（23）c～gについてもaの改訂に伴う所要の修正を行っているが、割愛する

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

3. J-Shipsの利活用の拡大
（2）改正規則案　ー「新株予約権等の状況」の記載の合理化

＜参考＞改定後の様式イメージ

本文・表形式ではなく記載上の注意で記載項目を列挙する方式
（かつ、右記2時点で差異が無い場合の記載の省略を明示）

（2）【新株予約権等の状況】（23）
（記載上の注意）
（23）□新株予約権等の状況

a □新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議の年月日のほか、最近事業年度の末日及び特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を当該決議ごとに記載し、発行していない場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

(a) 新株予約権の数
(b) 新株予約権のうち自己新株予約権の数
(c) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
(d) 新株予約権の行使時の払込金額
(e) 新株予約権の行使期間
(f) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
(g) 新株予約権の行使の条件
(h) 新株予約権の譲渡に関する事項
(i) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。）
(j) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額

現行：本文に「最近事業年度末」と「提供又は公表日の前月末」の2時点の表を掲載、埋める様式

（2）【新株予約権等の状況】（23）

区分	最近事業年度末現在 （□年□月□日）	提供日又は公表日の前月末現在 （□年□月□日）
新株予約権の数（個）		
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数（株）		
新株予約権の行使時の払込金額（円）		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

③ その他所要の整備（外国様式2・3）
・国内様式との表現の一致

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

【参考】「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」開催要項

- **趣旨**

政府の成長戦略及び規制改革実施計画等において、我が国のスタートアップ等の企業について、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化することを通じて、円滑な資金調達の途を確保する必要がある旨提言されているところである。

今般、日本証券業協会及び金融庁は、かかる提言を踏まえ、市場関係者のニーズ等に基づく非上場株式の取引制度の課題等に関する検討を行うため、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を開催することとする。

- **検討事項**

以下の事項に関し、海外の非上場株式の取引制度についての調査も実施しつつ、我が国の非上場株式を取り巻く環境を踏まえ、非上場株式の活性化に向けた検討を行う。

① 非上場株式の取引制度及び規制（勧誘対象、情報提供等）のあり方
② 既存の非上場株式取引制度の改善策
③ 非上場株式のPTS取引（登録PTS）の活性化に向けた対応
④ その他（検討結果のフォローアップのあり方等）

- **委員等の構成**

座　長：東京大学　神田 秀樹 名誉教授
委　員：発行会社、投資家、仲介業者（証券会社等）及び有識者により構成　計16名
オブザーバー：スタートアップに関係する関連団体等

- **事務局**

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部及び金融庁 企画市場局 市場課の共同事務局により運営
※ 議事の模様や海外調査の結果等は日本証券業協会のウェブサイトにて掲載。

- **懇談会報告書**

2025年9月5日、懇談会の議論を取りまとめた「『スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会』報告書」を公表

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

【参考】「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」委員等名簿

（2025年9月5日時点）

座長	神田　秀樹	東京大学　名誉教授
座長代理	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
委員	有吉　尚哉	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　パートナー 弁護士
	今村　直喜	今村証券株式会社　代表取締役社長
	落合　孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　弁護士　シニアパートナー
	木地　佳彦	大和証券株式会社　執行役員グローバル・インベストメント・バンキング担当
	坂　勇一郎	東京合同法律事務所　弁護士（東京経済大学現代法学部　教授）
	柴原　祐喜	株式会社FUNDINNO　代表取締役CEO
	スピリドン　メンザス	HiJoJo Partners株式会社　代表取締役共同社長執行役員
	関　雄太	株式会社野村資本市場研究所　シニアフェロー
	永沢　裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会　世話人
	永見　世央	ラクスル株式会社　代表取締役社長　グループCEO
	藤野　英人	レオス・キャピタルワークス株式会社　代表取締役社長
	松尾　順介	桃山学院大学経営学部経営学科大学院経営学研究科　教授
	宮田　昇始	Nstock株式会社　代表取締役CEO
	村上　朋久	野村證券株式会社　常務　インベストメント・バンキング・プロダクト担当
	村田　祐介	インキュベイトファンド株式会社　代表パートナー（一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会　理事）
オブザーバー	一般社団法人スタートアップエコシステム協会、一般社団法人スタートアップ協会、一般社団法人投資信託協会、株式会社東京証券取引所、経済産業省	

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

10/4は証券投資の日

JSDA

スタートアップ懇談会
第4回資料より

登録PTSの制度の目的・概要

- 非上場株式のセカンダリー取引の市場規模は世界的に増加傾向にあり、米国には、ATSを活用し、インターネット上でプロ投資家が非上場株式のセカンダリー取引を行うことができるプラットフォーム(Forge Global、NASDAQ Private Market、CartaXなど)が存在。
- 日本においても、非上場有価証券のセカンダリー取引を活性化させるために、非上場有価証券のセカンダリー取引の場を提供する事業者の参入を促進する観点から、非上場有価証券のみを扱う PTS であって、流動性や取引規模等が限定的なものについては、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録制の下で参入可能とし、資本金や純財産要件等の財産規制やシステムに関する要件等を緩和する。
- J-Ships銘柄(特定投資家向け有価証券)の取引は認可PTSでも認められていたが、登録PTS制度の創設により参入障壁が緩和され、セカンダリー取引のさらなる活性化が期待される。

【制度の概要】

対象商品	流動性	資格要件	取引様態の区分	登録PTS開設者の対応
非上場有価証券	四半期600億円	第一種金融商品取引業(登録)	取次型登録PTS 自社顧客型登録PTS	銘柄の適正性審査 売買審査 価格情報の提供　など
		法　令		自主規制

既存の勧誘規制	登録PTSに必要な規制
J-Ships規則 株コミュ規則 店頭規則	＋ 非上場PTS規則

利用のイメージ図

米国ATS

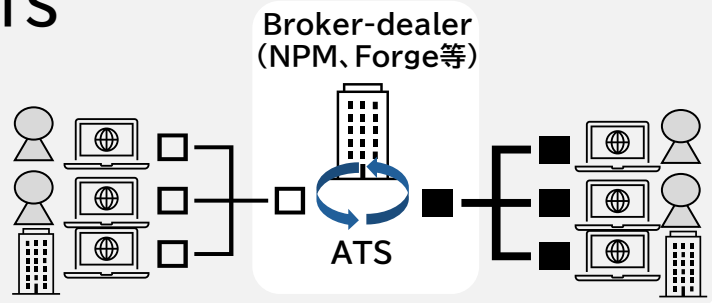

登録PTS

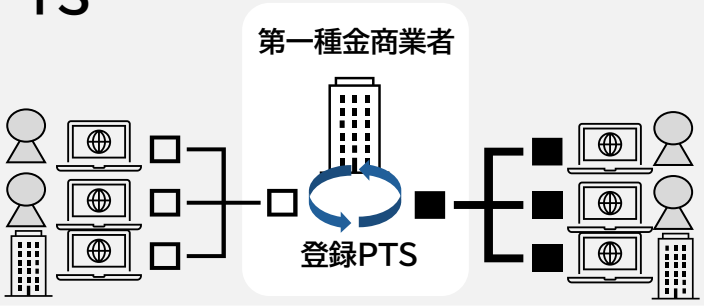

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

【参考】 規則改正案のポイント

1. セカンダリー取引に係る規則の見直し

○**対象顧客が一般投資家以外の者**（特定投資家等、発行体、発行体の役職員、発行体の大口株主である法人）**に限られる場合**において、以下の措置を講じる。

非上場PTS規則

現行	改正案
「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合」等に適時の情報提供が必要	**「継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合」**等に適時の情報提供が必要
適時の情報提供の内容の公表が必要	**適時の情報提供の内容**を顧客に速やかに提供したときは、**公表は不要**
「約定価格」及び「最終気配」の公表が必要	約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、**「約定価格」及び「最終気配」の公表は不要**
	上記3点の措置を講じる場合には、その内容を**ウェブサイトに明示又は顧客に説明**

株主コミュニティ規則

現行	改正案
協会ウェブサイトで「募集価格」及び「取引価格」等を公表	協会ウェブサイトで**「募集価格」及び「取引価格」等は非公表**
会社法上の非公開会社も公開会社が作成する書類等を顧客に提供	会社法上の非公開会社は**公開会社が作成する書類等を顧客に提供することは不要**

2. J-Ships規則の見直し

現行	改正案
特定証券情報等への組込による記載の省略は、会社法上の計算書類及び事業報告についてのみ可	特定証券情報等への組込による記載の省略は、**会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類について様式の趣旨を損ねない範囲で可**
新株予約権等の状況について、特定証券情報等において表形式で最近事業年度末及び直近の状況を記載	新株予約権等の状況について、**特定証券情報等において記載項目を規定（表形式での記載を求めない）**

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正案について

令和８年１月20日
日本証券業協会

Ⅰ．改正の趣旨

政府の成長戦略及び規制改革実施計画等において、我が国のスタートアップ等の企業について、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化することを通じて、円滑な資金調達の途を確保する必要がある旨提言されているところであり、金融庁及び本協会においては、令和６年12月より、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を開催して市場関係者のニーズ等に基づく非上場株式の取引制度の課題等に関する検討を行い、令和７年９月に公表された報告書において、KGI等の設定や今後期待される取組み等について取りまとめられたところである。

今般、上記報告書に基づき「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」において行った検討を踏まえ、上記報告書に盛り込まれたセカンダリー取引に係る規制の見直しや特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）の利活用拡大に向けた制度の見直し等を行うため、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

Ⅱ．改正の骨子

１．「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の一部改正について

（１）対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる登録PTS銘柄に係る規制緩和

特定投資家等（特定投資家及び非居住者）、発行体、発行体の役職員及び発行体の大口株主である法人

（以下「一般投資家以外の者」という。）のみを対象顧客とする登録 PTS 銘柄について、以下の措置を講じる。

① 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員と登録 PTS 銘柄の発行体との間で締結する契約において、自社顧客型登録 PTS 銘柄として必要な「適時の情報提供が必要な事由」及び「提供をすべき事項」を規定する場合には、取次型登録 PTS 銘柄として必要な「適時の情報提供が必要な事由」及び「提供をすべき事項」を規定することは要しないこととする。

（第 16 条第１項）

② 取次型登録 PTS の「適時の情報提供」について、取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が、顧客及び登録 PTS 取引協会員に当該情報を提供した場合には、当該情報内容を公衆の縦覧に供することを要しないこととする。

（第 16 条第２項）

③ 上記②により登録 PTS 運営会員から「適時の情報提供」を受けた登録 PTS 取引協会員は、顧客に当該情報を速やかに提供しなければならないこととする。

（第 16 条第３項）

④ 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が、顧客及び登録 PTS 取引協会員より、登録 PTS 銘柄の約定価格及び最終気配の提供を求められた場合に速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備している場合には、約定価格及び最終気配の公表を要しないこととする。

（第 16 条第４項）

（２）上記規制緩和に係る顧客への説明

① 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、一般投資家以外の者を対象とする登録 PTS 銘柄について、（１）①～④の規定を適用する場合に、適用される規定の内容について自社のウェブサイ

ト上で明示しなければならないこととする（当該登録 PTS 運営会員が顧客に説明する場合を除く。）。

（第 16 条第５項）

② 登録 PTS 取引協会員は、（１）①～④の規定が適用される登録 PTS 銘柄について、適用される規定の内容を顧客に説明しなければならないこととする。

（第 16 条第６項）

（３）その他所要の整備を図る。

２.「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

（１）発行体に関する情報の取得等

一般投資家以外の者を対象とする株主コミュニティ銘柄に係る「参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供」の範囲について、会社法に基づき非公開会社が作成する計算書類及び事業報告に限定する。

（第 13 条第２項）

（２）取扱状況の報告・公表

一般投資家以外の者を対象とする株主コミュニティ銘柄について価格情報等の公表をしないこととするために、本協会ウェブサイトにおいて行っている株主コミュニティに係る取扱状況の公表を本協会が別に定める様式により公表することとする。

（第 29 条第２項）

（３）その他所要の整備を図る。

３．「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正について

（１）特定証券情報・発行者情報における組込方式の範囲の拡大

特定証券情報、発行者情報の記載上の注意で「組込方式」として添付・記載の代替を認める書類について、会社法上の計算書類及び事業報告から会社法及び商業登記法等の法令に基づく書類に拡大し、特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲において記載の代替を認めることとする。

（国内様式１、様式４、外国様式１、様式４）

（２）新株予約権等の状況の記載の合理化

特定証券情報、発行者情報における「新株予約権等の状況」の記載について、一律に表形式により記載することを要しないこととする。また、特定証券情報又は発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することで足りることとする。

（国内様式１、国内様式４）

（３）その他所要の整備を図る。

Ⅲ．施行の時期

この改正は、令和●年●月●日から施行する（改正の日から施行することとする。）。

以　　上

パブリックコメントの募集スケジュール等

（１）　募集期間及び提出方法

①　募集期間：令和８年１月 20 日（火）から令和８年２月 18 日（水）17:00 まで（必着）

②　提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103－0027　東京都中央区日本橋２丁目 11 番２号

日本証券業協会　エクイティ市場部　宛

専用フォームの場合：https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=32

（２）　意見の記入要領

件名を「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則等の一部改正に関する意見」とし、次の①から⑥の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

①　氏名

②　連絡先（電子メールアドレス、電話番号）

③　会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④　意見の該当箇所

⑤　意見

⑥　理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部　（03-6665-6770）

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の一部改正案について

令和８年１月20日

（下線部分変更）

改　　正　　案	現　　行
私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則	**私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則**
（発行体との契約締結） **第７条**　　（　現行どおり　） **２**　登録PTS運営会員は、非上場有価証券を新たに登録PTS銘柄に追加する場合（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員が非上場有価証券を公募登録 PTS 銘柄に追加する場合を除く。）には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。 １　発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関する事項 ２　発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項 ３　発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項 ４　発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨 ５　前各号に掲げる事項のほか、登録PTS運営会員の定める規則を遵守する旨	**（発行体との契約締結）** **第７条**　　（　省　　略　） **２**　　（　同　　左　） １　　（　同　　左　） ２　　（　同　　左　） ３　　（　同　　左　） ４　　（　同　　左　） ５　　（　同　　左　）
（登録PTS銘柄の発行体による適時の情報提供）	**（登録PTS銘柄の発行体による適時の情報提供）**

改　　正　　案	現　　行
第 8 条の２　取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第７条第２項の契約において、同項第１号により定める発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。	**第 8 条の２**　（　同　　左　）
１　発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項	１　（　同　　左　）
イ　登録 PTS 銘柄について、金商法第 24 条の５第４項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合	
ロ　登録 PTS 銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第 27 条の 31 第４項又は第 27 条の 32 第３項に該当した場合	
ハ　投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）	
ニ　イからハに掲げる場合の他、登録 PTS 運営会員が必要と認める場合	
２　発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項	２　（　同　　左　）
イ　前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項	
ロ　前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容	
ハ　前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容	
ニ　前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項	
３　発行体の登録 PTS 運営会員に対する情報提供の期限	３　（　同　　左　）
２　自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第７条第２項の契約において、同項第１号により定める発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。	**２**　（　同　　左　）

改　　正　　案	現　　行
1　発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項 イ　登録 PTS 銘柄について、公表等を行った特定証券情報等について、金商法第 27 条の 31 第４項又は第 27 条の 32 第３項に該当した場合 ロ　会社法に基づく計算書類又は事業報告を作成した場合 ハ　継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合 ニ　イからハに掲げる場合の他、登録 PTS 運営会員が必要と認める場合	1　（　同　　左　）
2　発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項 イ　前号イに該当する場合、訂正する情報の内容 ロ　前号ロに該当する場合、作成した計算書類又は事業報告の内容 ハ　前号ハに該当する場合、重大な疑義の内容 ニ　前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項	2　（　同　　左　）
3　発行体の登録 PTS 運営会員に対する情報提供の期限	3　（　同　　左　）
3　登録PTS運営会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員が顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。	**3**　（　同　　左　）
4　（　現行どおり　）	**4**　（　省　　略　）
（登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等）	**（登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等）**

改　　正　　案	現　　行
第 ９ 条の２　取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、登録PTS銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。	**第 ９ 条の２**　（ 同　　左 ）
２・３　（ 現行どおり ）	**２・３**　（ 省　　略 ）
（特定投資家向け有価証券に係る特則等）	**（特定投資家向け有価証券に係る特則等）**
第 15 条　（ 現行どおり ）	**第 15 条**　（ 省　　略 ）
２　（ 現行どおり ）	**２**　（ 省　　略 ）
３　非上場認可PTS運営会員又は登録PTS運営会員（取次型登録PTS運営業務を行う場合に限る。）は、特定投資家向け有価証券を新たに非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該特定投資家向け有価証券の発行体（有価証券報告書を提出しなければならない発行体を除く。）との間で、次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。	**３**　非上場認可PTS運営会員又は登録PTS運営会員（取次型登録PTS運営業務を行う場合に限る。）は、特定投資家向け有価証券を新たに非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該特定投資家向け有価証券の発行体との間で、次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。
１・２　（ 現行どおり ）	１・２　（ 省　　略 ）
（特定投資家等のみにより取引される登録PTS銘柄に係る特則等）	（ 新　　設 ）
第 16 条　取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、一般投資家（金商法第29条の４の４第８項第１号イに規定する一般投資家をいう。以下同じ。）以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、第７条第２項の契約に第８条の２第２項各号に掲げる事項を規定した場合には、同条第１項各号に掲げる事項を規定することを要しない。	
２　取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第８条の２第３項の規定にかかわらず、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、発行体から適時の情報提供を受けた場合であって、顧客及び登録PTS取引協会員に当該情報を速やかに提供	

改　　正　　案	現　　行
したときには、当該情報内容を公衆の縦覧に供することを要しない。 **3**　前項の場合において、当該登録PTS運営会員から当該情報の提供を受けた登録PTS取引協会員は、顧客に当該情報を速やかに提供しなければならない。 **4**　取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第９条の２第１項の規定にかかわらず、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、当該登録PTS銘柄の約定価格及び最終気配を公表することを要しない。 **5**　取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、前４項の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、当該登録PTS運営会員が顧客に対して当該事項を説明するときはこの限りでない。 １　第１項を適用する場合 第８条の２第２項第１号に規定する場合に限り、登録 PTS 運営会員による適時の情報提供が行われる旨 ２　第２項及び第３項を適用する場合 登録 PTS 運営会員による適時の情報提供の内容の公衆の縦覧は行われず、登録 PTS 運営会員又は登録 PTS 取引協会員が顧客に当該情報を提供する旨 ３　第４項を適用する場合 登録 PTS 運営会員による約定価格及び最終気配の公表は行われず、登録 PTS 運営会員又は登録 PTS 取引協会員が顧客の求めに応じて約定価格等を提示する旨	

改　　正　　案	現　　行
６　登録PTS取引協会員は、第１項から第４項の規定が適用される登録PTS銘柄について、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を顧客に説明しなければならない。 **（非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員に対する準用）** **第 17 条**　　（　現行どおり　） **付　　則** この改正は、令和８年●月●日より施行する。	**（非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員に対する準用）** **第 16 条**　　（　省　　略　）

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正案について

令 和 ８ 年 １ 月 20 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

改　正　案	現　行
株主コミュニティに関する規則 **第 １ 章　総　則** **（定義）** **第 ２ 条** この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 １～３　（ 現行どおり ） ３の２　会員等 会員及び特定業務会員（定款第５条第２号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）をいう。 ４～８　（ 現行どおり ） **第 ３ 章　株主コミュニティへの参加・脱退** **（株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止）** **第 ９ 条**　（ 現行どおり ） **２** 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。 １・２　（ 現行どおり ） ３ 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の関係会社（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」	**株主コミュニティに関する規則** **第 １ 章　総　則** **（定義）** **第 ２ 条**　（ 同　左 ） １～３　（ 省　略 ） ３の２　会員等 会員及び特定業務会員（定款第５条第２号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。） ４～８　（ 省　略 ） **第 ３ 章　株主コミュニティへの参加・脱退** **（株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止）** **第 ９ 条**　（ 省　略 ） **２**　（ 同　左 ） １・２　（ 省　略 ） ３ 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の被支配会社等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府

改　正　案	現　行
という。）第７条第２項に規定する関係会社をいう。）の役員又は従業員	令」という。）第６条第３項に規定する被支配会社等をいう。）又は関係会社（定義府令第７条第２項に規定する関係会社をいう。）の役員又は従業員
４～７　（　現行どおり　）	４～７　（　省　略　）
３　前項の規定にかかわらず、株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券（当該店頭取扱有価証券の発行者が会社内容説明書を作成している場合にあっては、第 13 条第１項第２号の規定により運営会員に提供した直近の会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している場合に限る。）に該当する場合は、運営会員は当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができる。この場合において、運営会員は、当該発行者と協議のうえ、あらかじめ当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに当該勧誘を行うものとする。	**３**　前項の規定にかかわらず、株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券（当該店頭取扱有価証券の発行者が会社内容説明書を作成している場合にあっては、第 13 条第２号の規定により運営会員に提供した直近の会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している場合に限る。）に該当する場合は、運営会員は当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができる。この場合において、運営会員は、当該発行者と協議のうえ、あらかじめ当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに当該勧誘を行うものとする。
４　（　現行どおり　）	**４**　（　省　略　）
第 ４ 章　株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供	**第 ４ 章　株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供**
（情報の取得） **第 13 条**　運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。	**（情報の取得）** **第 13 条**　（　同　左　）
１・２　（　現行どおり　）	１・２　（　現行どおり　）
３　運営会員は、前２号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。	３　（　同　左　）
イ　会社法に基づく計算書類 定時株主総会の承認を受けたときから遅滞なく	

改　正　案	現　行
ロ　公開会社（会社法第２条第５号に規定する公開会社をいう。以下この号において同じ。）でない株式会社にあっては、公開会社が同法に基づき作成しなければならない計算書類の記載事項に準拠して記載された情報 　イに掲げる情報の取得の時 ハ　会社法に基づく事業報告 　定時株主総会に報告されたときから遅滞なく ニ　公開会社でない株式会社にあっては、公開会社が会社法に基づき作成しなければならない事業報告の記載事項に準拠して記載された情報 　ハに掲げる情報の取得の時 ホ　企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式に定める有価証券報告書の「企業情報」の「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠して記載された情報 　ハに掲げる情報の取得の時 ヘ　募集の取扱いを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該募集に係る情報 　当該募集に係る募集事項の決定が行われたときから遅滞なく ト　売出しの取扱い又は売出しを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該売出しに係る情報 　当該売出しの取扱い又は売出しを開始するときまで チ　イからトまでに掲げるもののほか、運営会員が必要と認める情報 　当該情報の発生後遅滞なく	
２　運営会員は、前項第３号の規定にかかわらず、一般投資家（金商法第 29 条の４の４第８項第１号イに規定する一般投資家をい	（　新　　設　）

改　正　案	現　行
う。）以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティにあっては、同号ロ、ニ、ホに掲げる情報の取得を要しない。	
（参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供） **第　14　条**　運営会員は、前条第１項各号に規定する情報を取得した場合は、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。	**（参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供）** **第　14　条**　運営会員は、前条各号に規定する情報を取得した場合は、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。
第　５　章　　投資勧誘	**第　５　章　　投資勧誘**
（店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前の情報の提供）	**（店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前の情報の提供）**
第　15　条　運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、金商法第 37 条の３第１項の規定に基づき情報を提供するときに、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて情報を提供の上、同条に定めるところにより提供し、これらについて十分に説明しなければならない。	**第　15　条**　　（　同　　左　）
１～15　　（　現行どおり　）	１～15　　（　省　　略　） （　新　　設　）
16　特定業務会員にあっては、金商法第 29 条の４第１項第６号イ及び同法第 46 条の６の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第１項及び第２項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の４の４第７項及び第８項の規定により店頭有価証券の預託を受けることができない旨	
17・18　　（　現行どおり　）	16・17　　（　省　　略　）
２　　（　現行どおり　）	**２**　　（　省　　略　）
第　６　章　　店頭取引	**第　６　章　　店頭取引**

改　正　案	現　行
（運営会員としての届出及び指定） **第 26 条**　運営会員となろうとする会員等は、株主コミュニティを組成しようとする日の 15 営業日前までに、本協会に届け出なければならない。 **２**　前項の会員等は、同項の届出を行うに際しては、所定の様式による運営会員指定届出書、前条第２項の規定により作成する取扱要領、所定の様式による運営会員に係る宣誓書その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。 **３**　本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認める場合は、第１項の届出を行った会員等を運営会員として指定する。ただし、当該会員等が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、これを指定しないことができる。 **４**　（　現行どおり　）	**（運営会員としての届出及び指定）** **第 26 条**　運営会員となろうとする会員は、株主コミュニティを組成しようとする日の 15 営業日前までに、本協会に届け出なければならない。 **２**　前項の会員は、同項の届出を行うに際しては、所定の様式による運営会員指定届出書、前条第２項の規定により作成する取扱要領、所定の様式による運営会員に係る宣誓書その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。 **３**　本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認める場合は、第１項の届出を行った会員を運営会員として指定する。ただし、当該会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、これを指定しないことができる。 **４**　（　省　　略　）
（運営会員としての指定の取消し） **第 27 条**　（　現行どおり　） **２～４**　（　現行どおり　） **５**　会員等は、第３項の規定により運営会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、運営会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。	**（運営会員としての指定の取消し）** **第 27 条**　（　省　　略　） **２～４**　（　省　　略　） **５**　会員は、第３項の規定により運営会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、運営会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。
第 ８ 章　雑　　則	**第 ８ 章　雑　　則**
（本協会への報告） **第 29 条**　運営会員は、自社が取り扱っている株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等の状況について、毎週月曜日（募集等の取扱い等については、当該募集等の取扱い等の期間が	**（本協会への報告）** **第 29 条**　（　同　　左　）

改　正　案	現　行
終了した日の属する週の翌週の月曜日）（当該月曜日が休業日の場合は、翌営業日）に、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。	
２　本協会は、前項により報告された内容について本協会が別に定める様式により公表する。	**２**　本協会は、前項により報告された内容について公表する。
第 ９ 章　　上場廃止銘柄の特例	**第 ９ 章　　上場廃止銘柄の特例**
（取次ぎ等会員に係る情報の提供等）	**（取次ぎ等会員に係る情報の提供等）**
第 33 条　　（　現行どおり　）	**第 33 条**　　（　省　　略　）
２　運営会員は、第９条第４項第１号、第 12 条第１項各号、同条第２項各号、同条第３項第３号イからハまで、第 13 条第１項及び第 16 条の２第３項に掲げる情報について、取次ぎ等会員に提供することができる。	**２**　運営会員は、第９条第４項第１号、第 12 条第１項各号、同条第２項各号、同条第３項第３号イからハまで、第 13 条及び第 16 条の２第３項に掲げる情報について、取次ぎ等会員に提供することができる。
３～５　　（　現行どおり　）	**３～５**　　（　省　　略　）
付　　則	
この改正は、令和８年●月●日から施行する。	

【様式１：店頭有価証券】

「特定証券情報及び発行者情報の記載様式（国内様式）」の一部改正案について

令 和 ８ 年 １ 月 ２０ 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

改　正　案	現　行
特定証券情報及び発行者情報の記載様式（国内様式） **様式１** **特定証券情報** 【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】　年　月　日（２） 【発行者の名称】（３） 【代表者の役職氏名】（４） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】（５） 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】（６） 【公表されるホームページのアドレス】（７） 第一部【証券情報】 （　現行どおり　） 第二部【企業情報】 第１　（　現行どおり　） 第２【発行者の状況】	**特定証券情報及び発行者情報の記載様式（国内様式）** **様式１** **特定証券情報** 【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】　年　月　日（２） 【発行者の名称】（３） 【代表者の役職氏名】（４） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】（５） 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】（６） 【公表されるホームページのアドレス】（７） 第一部【証券情報】 （　省　　略　） 第二部【企業情報】 第１　（　省　　略　） 第２【発行者の状況】

【様式１：店頭有価証券】

改　正　案	現　行
１【株式等の状況】 （１）　（　現行どおり　） （２）【新株予約権等の状況】(23) （　表 を 削 る　）	１【株式等の状況】 （１）　（　省　略　） （２）【新株予約権等の状況】(23)

区分	最近事業年度末現在 （　年　月　日）	提供日又は公表日の前月末現在 （　年　月　日）
新株予約権の数（個）		
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数（株）		
新株予約権の行使時の払込金額（円）		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（３）　（　現行どおり　）	（３）　（　省　略　）
２・３　（　現行どおり　）	２・３　（　省　略　）
第３・第４　（　現行どおり　）	第３・第４　（　省　略　）

改　正　案	現　行
（記載上の注意） （１）　（　現行どおり　） （１－２）　組込方式 a　（　現行どおり　） b　会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を特定証券情報に添付することにより、特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。 （２）～（22）　（　現行どおり　） （23）　新株予約権等の状況 a　新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議の年月日のほか、最近事業年度の末日及び特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を当該決議ごとに記載し、発行していない場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。 (a) 新株予約権の数 (b) 新株予約権のうち自己新株予約権の数 (c) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (d) 新株予約権の行使時の払込金額 (e) 新株予約権の行使期間	（記載上の注意） （１）　（　省　　略　） （１－２）　組込方式 a　（　省　　略　） b　最近事業年度の計算書類及び事業報告（会社法第 435 条第２項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。 （２）～（22）　（　省　　略　） （23）　新株予約権等の状況 a　新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

改　正　案	現　行
(f) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (g) 新株予約権の行使の条件 (h) 新株予約権の譲渡に関する事項 (i) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第236条第１項第８号に規定する事項をいう。) (j) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	
b　（　現行どおり　）	b　（　省　　略　）
c　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日及び特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。ただし、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。	c　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。
（　削　　る　）	d　「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
（　削　　る　）	e　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第１項第８号に規定する事項を記載すること。
d　発行者がＭＳＣＢ等を発行している場合にはその旨を記載する	f　発行者がＭＳＣＢ等を発行している場合にはその旨を欄外に記

改　正　案	現　行
こと。 （　削　る　） (24) ～ (28)　（　現行どおり　） **付　則** この規則は、令和８年●月●日から施行する。	載すること。 g　会社法第236条第１項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。 (24) ～ (28)　（　省　略　）

改　正　案

特定証券情報及び発行者情報の記載様式（国内様式）

様式４

発行者情報

【表紙】
【書類名】発行者情報
【提出日又は公表日】　年　月　日（２）
【発行者の名称】（３）
【代表者の役職氏名】（４）
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【公表されるホームページのアドレス】（５）

【企業情報】
第１　　（　現行どおり　）
第２【発行者の状況】
１【株式等の状況】
（１）　　（　現行どおり　）
（２）【新株予約権等の状況】(11)
（　表　を　削　る　）

現　行

特定証券情報及び発行者情報の記載様式（国内様式）

様式４

発行者情報

【表紙】
【書類名】発行者情報
【提出日又は公表日】　年　月　日（２）
【発行者の名称】（３）
【代表者の役職氏名】（４）
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【公表されるホームページのアドレス】（５）

【企業情報】
第１　　（　省　　略　）
第２【発行者の状況】
１【株式等の状況】
（１）　　（　省　　略　）
（２）【新株予約権等の状況】(11)

区分	最近事業年度末現在 （　年　月　日）	提供日又は公表日の前月末現在 （　年　月　日）
新株予約権の数（個）		
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的とな		

改　正　案	現　行
	る株式の数（株）　新株予約権の行使時の払込金額（円）　新株予約権の行使期間　新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　新株予約権の行使の条件　新株予約権の譲渡に関する事項　代用払込みに関する事項　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
（３）　（　現行どおり　） ２・３　（　現行どおり　） 第３・第４　（　現行どおり　） （記載上の注意） （１）　（　現行どおり　） （１－２）　組込方式 会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を発行者情報に添付することにより、発行者情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式における当該事項の記載に代えることができる。 （２）～（10）　（　現行どおり　） （11）　新株予約権等の状況	（３）　（　省　略　） ２・３　（　省　略　） 第３・第４　（　省　略　） （記載上の注意） （１）　（　省　略　） （１－２）　組込方式 最近事業年度の計算書類及び事業報告（会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を発行者情報に添付することにより、本様式における当該事項の記載に代えることができる。 （２）～（10）　（　省　略　） （11）　新株予約権等の状況

改　正　案	現　行
a　新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議の年月日のほか、最近事業年度の末日及び発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を当該決議ごとに記載し、発行していない場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。 (a) 新株予約権の数 (b) 新株予約権のうち自己新株予約権の数 (c) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (d) 新株予約権の行使時の払込金額 (e) 新株予約権の行使期間 (f) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (g) 新株予約権の行使の条件 (h) 新株予約権の譲渡に関する事項 (i) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第 236 条第１項第８号に規定する事項をいう。) (j) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	a　新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。
b　（　現行どおり　）	b　（　省　　略　）
c　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 19 条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定によ	c　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 19 条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定によ

改　正　案	現　行
り新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日及び発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。ただし、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。	り新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。
（　削　　る　）	d　「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
（　削　　る　）	e　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第 236 条第１項第８号に規定する事項を記載すること。
d　発行者がＭＳＣＢ等を発行している場合にはその旨を記載すること。	f　発行者がＭＳＣＢ等を発行している場合にはその旨を欄外に記載すること。
（　削　　る　）	g　会社法第236条第１項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。
(12) ～ (16)　（　現行どおり　）	(12) ～ (16)　（　省　　略　）
付　　則	
この規則は、令和８年●月●日から施行する。	

【様式１：外国株券等】

「特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式）」の一部改正案について

令 和 ８ 年 １ 月 20 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

改　正　案	現　行
特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式） **様式１** **特定証券情報** 【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】　年　月　日（２） 【発行者の名称】（３） 【代表者の役職氏名】（４） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】（５） 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】（６） 【公表されるホームページのアドレス】（７） ［第一部・第二部　　（　現行どおり　）　］ （記載上の注意） （１）　　（　現行どおり　） （１－２）　組込方式 ａ　　（　現行どおり　）	**特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式）** **様式１** **特定証券情報** 【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】　年　月　日（２） 【発行者の名称】（３） 【代表者の役職氏名】（４） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】（５） 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】（６） 【公表されるホームページのアドレス】（７） ［第一部・第二部　　（　省　　略　）　］ （記載上の注意） （１）　　（　省　　略　） （１－２）　組込方式 ａ　　（　省　　略　）

改　正　案	現　行
b　会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を特定証券情報に添付することにより、特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。 （２）～（29）　（　現行どおり　） **付　則** この規則は、令和８年●月●日から施行する。	b　最近事業年度の計算書類及び事業報告（会社法第 435 条第２項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。 （２）～（29）　（　省　略　）

改　正　案	現　行
特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式）	**特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式）**
様式２	**様式２**
特定証券情報	**特定証券情報**
【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】　年　月　日（２） 【発行者名】 【代表者の役職氏名】（３） 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（４） 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】（５） 【連絡場所】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】（６）	【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】　年　月　日（２） 【発行者名】 【代表者の役職氏名】（３） 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（４） 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】（５） 【連絡場所】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】（６）
［第一部～第三部　　（　現行どおり　）　］	［第一部～第三部　　（　省　　略　）　］
（記載上の注意） （１）　一般的事項 ａ～ｇ　　（　現行どおり　） ｈ　特定証券情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関す	（記載上の注意） （１）　一般的事項 ａ～ｇ　　（　省　　略　） ｈ　特定証券情報に係る有価証券が金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内

【様式２：外国投資信託受益証券】

改　正　案	現　行
る内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（５）ｃ、(17) ｃ、(26) ｃ、(30) 及び (31) により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。 （１－２）～ (37)　　（　現行どおり　） **付　則** この規則は、令和８年●月●日から施行する。	閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（５）ｃ、(17) ｃ、(26) ｃ、(30) 及び (31) により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。 （１－２）～ (37)　　（　省　　略　）

【様式３：外国投資証券・外国新投資口予約権証券】

改　正　案	現　行
特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式）	**特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式）**
様式３	**様式３**
特定証券情報	**特定証券情報**
【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】　年　月　日（２） 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】（３） 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（４） 【代理人の住所又は所在地】 【公表されるホームページのアドレス】（５）	【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】　年　月　日（２） 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】（３） 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（４） 【代理人の住所又は所在地】 【公表されるホームページのアドレス】（５）
［第一部・第二部　　（　現行どおり　）　］	［第一部・第二部　　（　省　　略　）　］
（記載上の注意） （１）　一般的事項 ａ～ｇ　　（　現行どおり　） ｈ　特定証券情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（５）ｃ、(17) ｃ、(26) ｃ、(30) 及び (31) により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事	（記載上の注意） （１）　一般的事項 ａ～ｇ　　（　省　　略　） ｈ　特定証券情報に係る有価証券が金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（５）ｃ、(17) ｃ、(26) ｃ、(30) 及び (31) により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事

【様式３：外国投資証券・外国新投資口予約権証券】

改　正　案	現　行
項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。 （１－２）～（37）　（　現行どおり　） **付　則** この規則は、令和８年●月●日から施行する。	項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。 （１－２）～（37）　（　省　略　）

改　正　案	現　行
特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式）	**特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式）**
様式４	**様式４**
発行者情報	**発行者情報**
【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】　年　月　日（２） 【発行者の名称】（３） 【代表者の役職氏名】（４） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】（５）	【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】　年　月　日（２） 【発行者の名称】（３） 【代表者の役職氏名】（４） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】（５）
【企業情報】 （　現行どおり　）	【企業情報】 （　省　　略　）
（記載上の注意） （１）　（　現行どおり　） （１－２）　組込方式 会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を発行者情報に添付することにより、発行者情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式における当該事項の記載に代えることができる。 （２）～（17）　（　現行どおり　）	（記載上の注意） （１）　（　省　　略　） （１－２）　組込方式 最近事業年度の計算書類及び事業報告（会社法第 435 条第２項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を発行者情報に添付することにより、本様式における当該事項の記載に代えることができる。 （２）～（17）　（　省　　略　）
付　　則	

【様式４：外国株券等】

改　正　案	現　行
この規則は、令和８年●月●日から施行する。	